

平成25年5月10日  
第2487号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 告 示

- 都市計画の変更による送付図書の縦覧（222・都市計画課）…………… 1
- 用途地域における建築の許可に係る公開による意見の聴取（223・建築住宅課）…………… 1
- 証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出（224・会計課）…………… 1
- 建設業の許可の取消し（225・秋田地域振興局総務企画部）…………… 2
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可（226・仙北地域振興局建設部）…………… 2

### 公 告

- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施（財産活用課）…………… 2
- 土地改良区の役員の退任の届出（秋田地域振興局農林部）…………… 4
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（秋田地域振興局農林部）…………… 4
- 県営土地改良事業工事の完了（由利地域振興局農林部）…………… 4

## 告 示

### 秋田県告示第222号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、大仙市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年5月10日

秋田県知事 佐竹敬久

1 縦覧に供すべき図書

大曲都市計画公園（4・3・1号中央公園）の変更の総括図、計画図及び計画書

2 縦覧場所

秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課

### 秋田県告示第223号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第15項の規定に基づき、公告する。

平成25年5月10日

秋田県知事 佐竹敬久

1 意見の聴取の期日 平成25年5月15日(水) 午前10時30分

2 意見の聴取の場所 能代市御指南町1番10号

秋田県山本地域振興局3階大会議室

3 許可しようとする建築物の建築の計画

(1) 建築物の用途 葬祭場

(2) 建築物の場所 能代市字砂留山55-1、55-10、56-1、56-12

### 秋田県告示第224号

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第57条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の名称の変更の届出があったので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

平成25年5月10日

秋田県知事 佐竹敬久

売りさばき人の名称	
変 更 後	変 更 前

一般財団法人消防試験研究センター秋田県支部

財団法人消防試験研究センター秋田県支部

**秋田県告示第225号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年5月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日  
平成25年4月26日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
有限会社サニー緑地建設  
秋田市山王六丁目1番1号  
取締役 薩 摩 和 美  
秋田県知事許可（般-22）第40334号
- 3 処分の内容  
土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び造園工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実  
平成25年4月25日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び造園工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

**秋田県告示第226号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成25年5月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 施行者の名称  
仙北市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
仙北都市計画下水道事業 仙北市公共下水道（角館処理区）
- 3 事業施行期間  
昭和62年11月27日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 取用の部分  
昭和62年秋田県告示第679号、平成6年秋田県告示第212号、平成9年秋田県告示第491号、平成16年秋田県告示第202号、平成22年秋田県告示第119号及び平成23年秋田県告示第138号の事業地に、秋田県仙北市角館町菅沢を追加し、秋田県仙北市角館町金山下、上菅沢、外ノ山、水ノ目沢、中菅沢、勝楽、細越町、五本松及び山根町並びに角館町小勝田下村、滝ノ沢、小倉前、石渕及び西野川原並びに角館町雲然荒屋敷において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分  
変更なし

**公 告**

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年5月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する物件の所在、種類、床面積等

番号	所 在 地	地目等	面 積 (㎡)	予定価格 (円)

1	秋田市南通亀の町263番107	宅地	595.55	15,120,000
		居宅	延 138.39	0
		居宅	延 133.85	0
		物置	7.43	0
2	秋田市泉中央五丁目199番	宅地	294.60	17,800,000

## 2 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場 所	期 間
1～2	出納局財産活用課 調整・財産管理班（電話018-860-2735） 郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番 1号	平成25年5月10日（金）から同年6月13日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

## 3 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
1	出納局財産活用課入札室（秋田県庁舎地階）	平成25年6月14日（金）午前10時
2	出納局財産活用課入札室（秋田県庁舎地階）	平成25年6月14日（金）午前11時

## 4 現場説明会の場所及び日時

番号	場 所	日 時
1	秋田市南通亀の町263番107	第1回 平成25年6月3日（月）午後2時
		第2回 平成25年6月4日（火）午前10時

## 5 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を2に掲げる期間内に2に掲げる場所に提出した者（地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を除く。）

## 6 入札参加申込みに必要な書類等

- (1) 個人の場合  
住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）
- (2) 法人の場合  
法人の登記事項証明書

## 7 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の100分の5以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

## 8 入札の無効

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第166条に規定するところによる。  
なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

## 9 予定価格

秋田県財務規則附則第7項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

## 10 その他

詳細に関しては、出納局財産活用課（電話018-860-2735）に照会のこと。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、男鹿市五里合土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年5月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

男鹿市五里合箱井字町屋田185番地

佐々木 新一郎

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田市旭川筋土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年5月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 退任理事の住所及び氏名

秋田市外旭川字神田30番地

佐 藤 國 夫

〃 〃 字堂ノ前108番地

加賀屋 金 雄

〃 〃 広面字二ツ屋14番地

佐々木 秀 直

〃 〃 泉三嶽根6番5号

高 橋 清 一

〃 〃 添川字添川136番地

米 塚 一 成

〃 〃 外旭川字梶ノ目124番地

佐 藤 清 廣

〃 〃 字前谷地72番地

佐 藤 登

〃 〃 字家ノ前279番地

佐 藤 勲

〃 〃 字松崎121番地

三 浦 孝 市

〃 〃 寺内見桜一丁目5番19号

古 井 金 壽

## 2 就任理事の住所及び氏名

秋田市外旭川字神田30番地

佐 藤 國 夫

〃 〃 字堂ノ前108番地

加賀屋 金 雄

〃 〃 字梶ノ目124番地

佐 藤 清 廣

〃 〃 字松崎121番地

三 浦 孝 市

〃 〃 字家ノ前279番地

佐 藤 勲

〃 〃 字前谷地72番地

佐 藤 登

〃 〃 広面字二ツ屋14番地

佐々木 秀 直

〃 〃 泉三嶽根6番5号

高 橋 清 一

〃 〃 寺内見桜一丁目5番19号

古 井 金 壽

〃 〃 添川字添川136番地

米 塚 一 成

## 3 退任監事の住所及び氏名

秋田市濁川字蟹子沢54番地

船 木 廣

〃 〃 外旭川字八幡田414番地

佐 藤 公 一

〃 〃 八幡田一丁目11番32号

児 玉 勉

## 4 就任監事の住所及び氏名

秋田市外旭川字八幡田414番地

佐 藤 公 一

〃 〃 八幡田一丁目11番32号

児 玉 勉

〃 〃 濁川字蟹子沢54番地

船 木 廣

県営土地改良事業（大谷地区水田農業経営確立排水対策特別事業）につき、その工事を平成25年3月27日完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年5月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久